

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号															
	調 達 要 求 番 号	人教役－ 7														
	調達要求年月日	令和 8 年 1 0 月 2 日														
	作 成 部 課	航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課														
	作 成 年 月 日	令和 8 年 1 0 月 2 日														
品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務															
仕 様 書 番 号	空幕人教 L P S－X 0 0 0 0 5															
1 保護すべき情報の管理 契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>貸付文書等</td><td>心理適性検査の検査問題及び報告等について(通達) [空幕人（計）第 1 6 2 号(42)例規 別冊“注意(人事)”] 役務報告書（令和 6 年度 国債 契約 番号第 20003 号）</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">—</td></tr><tr><td>適性検査の見直し案に関する情報</td><td>・ 2. 3. 2 g) に示す適性検査の見直し案 ・ 2. 3. 2 g) 6) に示す実施要領書案</td></tr><tr><td>各職種に関する情報</td><td>・ 2. 3. 2 c) に示す新規職域群及びその案出に係る各職種の職務分析内容</td></tr></table> 3 特記事項 特になし。					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	貸付文書等	心理適性検査の検査問題及び報告等について(通達) [空幕人（計）第 1 6 2 号(42)例規 別冊“注意(人事)”] 役務報告書（令和 6 年度 国債 契約 番号第 20003 号）	—	—	適性検査の見直し案に関する情報	・ 2. 3. 2 g) に示す適性検査の見直し案 ・ 2. 3. 2 g) 6) に示す実施要領書案	各職種に関する情報	・ 2. 3. 2 c) に示す新規職域群及びその案出に係る各職種の職務分析内容
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考													
貸付文書等	心理適性検査の検査問題及び報告等について(通達) [空幕人（計）第 1 6 2 号(42)例規 別冊“注意(人事)”] 役務報告書（令和 6 年度 国債 契約 番号第 20003 号）	—	—													
適性検査の見直し案に関する情報	・ 2. 3. 2 g) に示す適性検査の見直し案 ・ 2. 3. 2 g) 6) に示す実施要領書案															
各職種に関する情報	・ 2. 3. 2 c) に示す新規職域群及びその案出に係る各職種の職務分析内容															

品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務
-----	------------------

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕 様 書 の 種 類	内容による分類	役 務 調 達 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	適性検査等の見直しに係る 分析役務	空幕人教LPS-X00005	
		承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8年10月 1日
		改 正	令和 年 月 日
		作成部隊 等 名	航空幕僚監部 人事教育部人事教育計画課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で行われている心理適性検査（以下，“適性検査”という。）について、国内外の動向調査，追跡調査の分析等，最適な適性検査に見直すための分析役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，C&LPS-Y00007の1.2によるほか，表1による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，契約締結後，当該文書に改正があった場合には，その適用について別途協議する。

なお，引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は，法令等を除きこの仕様書に定める内容が優先する。

a) 引用文書

1) 規格

J I S X 6 2 4 9 80mm及び120mmDVD-R

J I S X 6 2 8 2 情報交換用120mmCD-R

2) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

3) 法令等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

心理適性検査に関する達（昭和52年3月3日 航空自衛隊達第4号）

心理適性検査の検査問題及び報告等について（通達）[空幕人（計）第162号（42）例規 別冊“注意（人事）”]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防装庁

品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務
-----	------------------

(事) 第137号令和4年3月31日]

b) 関連文書

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

2 役務に関する要求

契約の相手方は、航空自衛隊で行われている適性検査をより最適な検査等へ見直すための調査、分析、支援等に係る役務を実施する。

2.1 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に監督官の航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課（以下、“人教課”という。）及び航空中央業務隊人事管理作業科（以下、“人管科”という。）と協議し、承認を得ることとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者が、本役務に必要な能力、経験等を有する。
- c) a)の業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な又は背景とする経歴、知見、資格、業績等を有する。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応出来る体制とする。
- e) 契約の相手方は、上記b)及びc)に規定する業務従事者の能力、経験、専門的知見、及び語学・文化的背景等を確認するため、これらを客観的に証明できる書類（業務従事者の経歴書、学位・資格証明書の写し、過去の類似業務・研究実績や論文発表等を示す書類等）を、後述の4.1.1a)に添付して提出し、承認を得なければならない。また、履行期間中に業務従事者を変更する場合においても、同等以上の能力を有することを証明する書類を事前に提出し、承認を得ることとする。

2.2 役務実施期間

契約締結日から令和12年1月31日までとする。

2.3 役務の内容

2.3.1 全般条件

- a) 適性検査の国内外の動向に関し、民生技術で活用している最新の成果や大学等研究機関を含めた最新の研究成果を考慮して検討する。なお、検討した成果等の中から本役務における具体的な分析手法（職務分析や離職要因モデリング等）や適性検査の見直し案に適用する手法を選定するにあたり、その妥当性、実現可能性及び官側の要求との整合性について、事前に人教課長及び人管科長へ提案し、承認を得た上で以降の役務に反映させること。
- b) 適性検査結果のデータの蓄積等について、システム化を含めた業務の効率化を検討する。
- c) 人管科と連携し、人管科より提供される追跡調査の実施結果、適性検査結果データ等を元に問題の共有、分析等、最適な適性検査に見直すための支援役務を実施する。
- d) 本役務の進行に伴い、最新の知見や調査結果から当初予見不可能であった有効な解決手法（新たな評価指標や自動化手法等）が判明した場合は、「4.2 報告会等の実施」に

品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務
-----	------------------

規定する各種報告会や連絡調整会の場を活用して官側へ改善提案を行うこと。官側との協議により合意・承認された事項については、速やかに役務実施計画及び以後の役務行為（調査・分析・見直し案の策定等）へ反映させるものとする。

2.3.2 役務内容

a) 適性検査等の動向に関する調査及び分析

適性検査に含まれる各種検査（知能検査、性格検査、作業素質検査及び職業適性検査）に関する国内外の民生技術での活用状況や大学等研究機関を含めた最新の研究状況について調査及び分析を行う。特にサイバーやドローン運用等の新規領域に必要な適性については重点的に調査し、将来的な適性検査の適用方法についても検討する。

b) 職域分類検査の追跡調査及び作業素質検査の作成支援

官側から提供する当該隊員の各種適性検査の結果や航空自衛隊の部隊へのインタビュー調査、術科学校等における課程成績等追跡調査結果を用いて解析することにより、現行の適性検査の妥当性検証と改善の方向性について案出する。特に、マルチタスクが測定できる検査を提案又は作成する。

c) 航空自衛隊の職務内容等の分析支援等

航空自衛隊の各職種に必要なスキルを精緻に特定するため、航空自衛隊の部隊等において職務分析を実施する。職務分析は現地調査を含めるものとし、これによりがたい場合は官側と協議を行うものとする。

d) 職種のアンマッチ等を理由として退職した隊員の分析支援

希望する職種のアンマッチ等、仕事が起因とした退職者の退職者情報データ（性別、退職時年齢、適性検査の結果、配属された職種、希望していた職種、本人の能力値と職種との適合度、勤務地等）を用い、分析を行い、離職を説明するモデルを作成する。

e) 適性検査結果の運用に係る研究支援

各種教育への適性検査結果の活用方法等の適性検査結果の応用に係る研究を行い、具体的な活用案の提言を行う。

f) 課題及び解決方法の分析

a)～e)を踏まえ、適性検査を見直すに当たっての課題及び解決方法を分析、提案する。

g) 適性検査の見直し案の提案

- 1) 少子化等の将来的な募集環境予測を考慮し、現行適性検査の見直し案を提案する。
- 2) 適性検査の結果については、データ形式で出力されるものを策定する。
- 3) 適性検査を隊員が実施するに当たり、適性検査の実施した結果の出力、解釈及び集計まで官側のみで実施出来る適性検査案を策定する。また、適性検査の結果は、官側で使用されているシステムに接続できるものを策定する。
- 4) 適性検査を実施するに当たり、1名分の費用が現在よりも過剰に高額にならない適性検査の見直し案を策定する。また、適性検査の見直し案は、安価なものから順に2から3点程度、案出するものとし、各検査の採点及び処理について可能な限り、自動化が検討された案でなければならない。
- 5) 適性検査の見直し案の策定に当たっては、a)～e)の分析結果を基に策定するものとし、手法、見込まれる効果等を明確に示さなければならない。

品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務
-----	------------------

- 6) 適性検査案を実施するための実施要領書案を策定する。また、令和12年4月に効果的に適性検査案を実施するための案を策定する。

h) その他、適性検査に関する依頼事項による支援役務を実施する。

3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき、監督及び検査を実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、次によるほか、表2により提出書類を作成し、監督官（人管科）の確認を受けた後、提出する。

4.1.1 報告書等の作成

契約の相手方は、次の報告書等を作成し、提出する。

なお、規格は、日本産業規格A列4番を基準とし、図表等でこれにより難しい場合には、A列3番とする。文字の大きさは、12ポイントを基準とし、引用元である出典を明らかにする。

a) 役務実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した役務実施計画書を作成する。

- 1) 役務実施日程
- 2) 役務実施項目及び具体的な実施要領（職務分析の対象部隊・人員の選定基準、観察・面接等の調査手法、および分析に用いる具体的手法等の細部を含む）
- 3) 業務従事者の体制
- 4) その他必要な事項

b) 中間役務報告書

契約の相手方は、2.3に関する進捗状況及び今後の役務の計画について報告する。

c) 役務報告書

契約の相手方は、2.3の役務成果について報告する。

4.2 報告会等の実施

a) 役務実施計画説明会

契約の相手方は、役務実施計画書作成後、速やかに役務実施計画説明会を実施し、計画書の妥当性について説明し、航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課長（以下、“人教課長”という。）及び航空中央業務隊人事管理作業科長（以下、“人管科長”という。）の承認を得なければならない。また、役務実施計画説明会の実施場所は、市ヶ谷基地又は契約の相手方の関連施設とし、日時等は、監督官（人管科）と調整する。役務実施計画説明会終了後、所要の修正を実施した上で役務実施計画書を4.1のとおり提出する。

なお、業務の進捗や中間報告会等における官側との協議結果に基づき、計画の変更が生じた場合は、速やかに本計画書を修正し、再承認を得ること。

b) 中間報告会

契約の相手方は、役務実施計画書に基づき、表3のとおり中間報告会を実施し、これまでの役務の進捗状況及び今後の検討の方向性等について報告する。本報告会におい

品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務
-----	------------------

て、官側（監督官等）は契約の相手方が行う分析の進捗、検討の方向性及び適性検査の見直し案の妥当性等について評価を行い、必要に応じて意見の提示、是正の要求、又は指示を行う。中間報告会の実施場所は、市ヶ谷基地又は契約の相手方の関連施設とし、日時等は、監督官（人管科）と調整する。契約の相手方は、中間報告会終了後、所要の修正を実施した上で中間役務報告書を 4.1 のとおり提出し、人教課長及び人管科長の承認を得なければならない。また、本報告会で合意・指示された是正事項等については、その後の役務実施（以後の調査、分析、見直し案の策定等）に確実に反映させるとともに、必要に応じて役務実施計画書を修正し、再承認を得ること。

c) 最終報告会

契約の相手方は、役務実施計画書に基づき役務結果をまとめ、令和 11 年 10 月 31 日までに最終報告会を実施する。また、最終報告会の実施場所は、市ヶ谷基地又は契約の相手方の関連施設とし、日時等は、監督官（人管科）と調整する。最終報告会終了後、所要の修正を実施した上で役務報告書を 4.1 のとおり提出する。

d) 連絡調整会

契約の相手方は、年 2 回を基準に連絡調整会を実施し、役務の方向性について確認する。また、連絡調整会の実施場所は、市ヶ谷基地又は契約の相手方の関連施設とし、日時等は、監督官（人管科）と調整する。本調整会において、官側（監督官等）は契約の相手方が行う調査・分析の手法や進捗等について評価を行い、必要に応じて意見の提示、是正の要求、又は指示を行う。また、契約の相手方は、2.3.1d) に基づき、最新の知見や調査結果から得られた改善提案を本調整会において行うことができる。

4.3 貸付文書

契約の相手方は、貸付を必要とする場合は、監督官の人教課及び人管科と調整し、貸付を受ける。また、貸付けを受ける文書は、貸付け時の最新版とし、貸付け後に更新された場合は、更新版の貸付けを受けることが可能である。

なお、貸付場所及び返納場所については、監督官（人教課）の指定する場所とする。また、貸付時期は、調整によるものとし、貸付期間は、契約納期までとする。

4.4 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が保護すべき情報（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）第 5 項第 4 号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障す

品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務
-----	------------------

る履行体制

- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 官側における支援

契約の相手方は、次の事項について官側と事前に調整の上、許可を得た範囲において無償で支援を受けることが可能である。

- a) 官の施設、設備等の使用
- b) その他、官側と調整の上、必要と認めた事項

4.6 個人情報保護の保護

- a) 契約の相手方は、**個人情報の保護に関する法律**に基づき、個人に関する情報を適切に管理するものとする。
- b) 契約の相手方は、知り得た個人情報に関して、当該契約の目的以外で使用してはならない。

4.7 知的財産権

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に際して、第三者の有する知的財産権を侵害することのないよう、必要な措置を講ずる。
- b) 契約の相手方が、a)に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は、契約の相手方に対して、その損害につき、賠償を請求することが可能である。
- c) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決する。

4.8 著作権等

著作権等は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務を履行するに当たり、第三者が有する著作権等（**著作権法**に規定された著作権（財産権）及び著作者人格権）を侵害することのないよう、必要な措置を講じる。契約の相手方は、この契約において作成した著作物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者が官側に対して、何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
- b) この契約において提出した著作物において、契約の相手方に著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である。
 - 1) 契約の相手方が、契約以前から有していた著作物の著作権等（以下、“適用外著作権等”という。）は、契約の相手方に留保する。ただし、官側はこれらの著作物を契約の相手方の同意の下、守秘義務を課した上で第三者に利用することが可能である。この場合、契約の相手方は、将来の事業へ影響するなどの正当な理由がない限り同

品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務
-----	------------------

意を拒んではない。

- 2) この契約により提出される著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、契約の時点で適用外著作権等が確定している部分を除き官側に帰属する。
- 3) 契約の相手方は、適用外著作権等を除き、報告書に関して著作者人格権は行使しない。ただし、官側の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 4) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受ける。
- 5) 契約の相手方は、本役務により得られた成果を官側の許可なく公表又は第三者に譲渡してはならない。

4.9 その他留意事項

役務に使用した文献及び参考資料は、提出書類等に記載する。また、報告書等の作成に当たっては、内容の理解が容易となる図表を可能な限り付す。報告書の内容は、部外からの請求に応じて開示することがあり得るため、**行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条**により開示が不適当な場合は、当該箇所及びその理由を明示した資料を別に1部提出する。

4.10 提案資料

総合評価落札方式での入札において、契約の相手方が提出した提案資料は、仕様書の変更及び事情の変更がない限り、契約の相手方を拘束する。

4.11 仕様書の疑義

本仕様書に対して疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。

表1－用語の定義

適性検査	心理適性検査に関する達の別表のうち職域分類検査をいう。
追跡調査	心理適性検査に関する達の第6条による。

表2－提出書類

名称	数量及び 単位	媒体	秘等 区分	提出時期	提出先
役務実施計画書	1 部	紙媒体	—	説明会終了後 速やかに	契約担当官等
中間役務報告書	1 EA	紙媒体 及びデ ータ形 式で提 出		中間報告会終 了後速やかに	航空幕僚監部
役務報告書			注意（人 事）	最終報告会終 了後速やかに	（人事教育部人 事教育計画課長 気付）及び航空 中央業務隊（人 事管理作業科長 気付）

品 名	適性検査等の見直しに係る分析役務
-----	------------------

表３－中間報告会

実施時期（基準）	報告内容
令和９年６月	2.3 の役務内容
令和１０年２月	
令和１０年９月	
令和１１年４月	

表４－貸付文書等

名称	時期	秘等 区分	貸付及び 返納場所
心理適性検査の検査問題及び報告等について（通達）別冊	必要と認められる時期	注意（人事）	人教課
６年度事業（適性検査（職域分類検査（甲）の見直し）の成果物			
追跡調査等結果データ	都度	－	人管科
適性検査結果データ			
退職者情報データ			

注記 その他必要な貸付文書等がある場合は、監督官の人教課及び人管科と調整の上、貸付を実施する。